

新分野チャレンジ資金 融資対象事業一覧

	新分野展開	業態転換	事業転換	業種転換
概要	新たな製品等で新たな市場に進出する (主な「業種」も主な「事業」も変更しない)	製造方法等を転換する	主たる「事業」を転換する	主たる「業種」を転換する
定義	中小企業等が主たる業種又は主たる事業※ ¹ を変更することなく（主たる業種も主たる事業も変更しない）、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出すること。 ※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスの売上高又は付加価値額が、 <u>総売上高の十分の一又は総付加価値額の百分の十五以上</u> を占めることが見込まれるものであること。	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更すること (実際には、新たな方法で製造または提供される製品または商品（またはサービス）が新規性のあることが必要です。※商品（サービス）の場合は、既存設備の撤去や店舗の縮小でも可。 ※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスの売上高又は付加価値額が、 <u>総売上高の十分の一又は総付加価値額の百分の十五以上</u> を占めることが見込まれるものであること。	中小企業等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。 ※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスを含む事業が、 <u>売上高構成比の最も高い事業</u> となることが見込まれるものであること。	中小企業等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更すること。 ※事業計画期間終了後、新たに製造する製品又は新たに提供する商品若しくはサービスを含む業種が、 <u>売上高構成比の最も高い業種</u> となることが見込まれるものであること。
産業分類上の取り扱い	主たる 大分類、中分類、小分類、細分類のいずれも変更しない	主たる 分類の変更は不要	主たる 中分類、小分類、または細分類のいずれかを変更する	主たる 大分類を変更する
本資金での取り扱い	対象	対象	対象	対象
事業例	・ <u>航空機用部品を製造</u> していた製造業者が、業界全体が業績不振で厳しい環境下の中、 <u>新たに医療機器部品の製造</u> に着手する。 ・ 都心部の駅前にビジネス客向けの <u>ウィークリーマンション</u> を営んでいたが、テレワーク需要の増加を踏まえて、 <u>客室の一部をテレワークスペースや小会議室に改装しレンタルオフィス業</u> を行う。	・ <u>居酒屋</u> を経営していたところ、コロナの影響で売上が減少したため、 <u>店舗での営業を廃止し、オンライン専用の弁当宅配事業</u> を新たに開始。 ・ <u>ヨガ教室</u> を経営していたところ、コロナの影響で顧客が激減し、売上げが低迷していることを受け、サービスの提供方法を変更すべく、 <u>店舗での営業を縮小し、オンラインサービス</u> を新たに開始する。	・ <u>日本料理店</u> が、換気の徹底によりコロナの感染リスクが低いとされ、足元業績が好調な <u>焼肉店</u> を新たに開業する。 ・ <u>プレス加工用金型</u> を製造している下請事業者が、業績不振を打破するため、これまで培った金属加工技術を用いて、新たに <u>産業用ロボット製造業</u> を開始する。	・ <u>レンタカー事業</u> を営んでいる事業者が、新たにファミリー向けのコロナ対策に配慮した <u>貸切ペンション</u> を経営し、 <u>レンタカー事業と組み合わせた宿泊プラン</u> を提供する。 ・ コロナの影響も含め、今後ますますデータ通信量の増大が見込まれる中、 <u>生産用機械の製造業</u> を営んでいる事業者が、工場を閉鎖し、 <u>跡地に新たにデータセンターを建設</u> する。

※¹主たる業種：日本標準産業分類に基づく大分類の産業 主たる事業：日本標準産業分類に基づく中分類、小分類、または細分類の産業